

長野市（第2期）下水道ストックマネジメント計画（第1回変更）

長野市上下水道局

策定 令和5年3月

（第1回）改定 令和7年10月

① スtockマネジメント実施の基本方針

長野市の公共下水道は昭和28年に事業認可を受けて整備に着手し、昭和32年の供用開始から令和4年現在で65年が経過している。そのため、当市の下水道管路施設は標準耐用年数を超過した管路が多く存在していることから、平成26年度に東部処理区の長寿命化計画を策定し、その後、平成29年度にストックマネジメント計画を策定し、管路の改築事業を進めている。

また、当市の終末処理場は公共下水道1箇所、特定環境保全公共下水道5箇所を有しており、雨水ポンプ場は14箇所を有している。処理場・ポンプ場の管理については、平成24年度以降に東部終末処理場、安茂里ポンプ場及び戸隠高原浄化センターの長寿命化計画を策定し、その後、平成31年度にストックマネジメント計画を策定し、施設・設備の改築事業を進めている。

ストックマネジメントの実施にあたり、適切な施設管理を行いつつ、その施設情報を蓄積、分析し、今後の計画に反映していくことが重要であることから、~~今回、令和5年から9年までの第2期分の実施計画を策定した。七、次に示す基本方針で施設・設備の保全を行う。~~

今回、東部終末処理場、安茂里汚水中継ポンプ場並びに雨水ポンプ場である砂田ポンプ場、神明広田ポンプ場、東福寺ポンプ場について、改築事業に併せて耐震化を行いたいため、実施計画を変更する。

【状態監視保全】 …

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 …

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。また、目標耐用年数を経過した管きよ、一定の機能を有しないマンホール蓋も対象とする。

※ 時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 …

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ、マンホール、マンホール蓋	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施 (マンホール蓋は健全度1・2で改築を実施)	腐食の恐れの大い箇所
管きよ、マンホール、マンホール蓋	1回/7年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築・修繕を実施 (マンホール蓋は健全度1・2で改築を実施)	災害時等に必要となる拠点を結ぶ幹線 L=36 km
管きよ、マンホール、マンホール蓋	1回/7年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築・修繕を実施 (マンホール蓋は健全度1・2で改築を実施)	上記以外 (調査点検は上記欄と併せて実施)

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
スクリーンかす設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚水沈砂設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
沈砂池脱臭設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚水ポンプ設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
送風機設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
最初沈殿池設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
反応タンク設備 (水中機械式)	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
反応タンク設備 (散気装置)	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
最終沈殿池設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
水処理脱臭設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
消毒設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
砂ろ過設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚泥濃縮設備 (重力式)	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚泥濃縮設備 (機械式)	調査は1回/5年～15年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
重力濃縮脱臭設備	調査は1回/5年～15年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚泥脱水設備	調査は1回/5年～15年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
汚泥処理脱臭設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
雨水沈砂設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
雨水ポンプ設備	調査は1回/5年～20年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
内部防食	調査は1回/10年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
屋根防水、 外装・外部建具	調査は1回/10年	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	
躯体	点検は1回/10年 調査は点検で異常が確認され た場合に実施	健全度2以下のものを改築の対象とする。 また、それ以外を修繕の対象とする。	

※部品単位調査はメーカー推奨値のため、設備の状況により実施しない場合もある。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数	圧送管
管きよ	標準耐用年数	陶管
管きよ	標準耐用年数	ヒューム管
マンホール蓋	標準耐用年数	飛散防止機能がない場合、平受けの場合
取付管	標準耐用年数	陶管

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
特高受変電設備	31年	
受変電設備	24～31年	
自家発電設備	25年	
制御電源及び計装用電源設備	11～17年	
負荷設備	17～24年	
計測設備	17年	
監視制御設備	11～24年	
防水	30年	保護防水
特殊消火設備	30年	
消火災害防止設備_自動火災報知設備	25年	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(平成28 令和4年4月1日 国水事第10967号 下水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きよ施設】 管きよ	...	—
【汚水・雨水ポンプ施設】 ポンプ本体	...	—
【水処理施設】 送風機本体もしくは 機械式エアレーション装置	...	—
【汚泥処理施設】 汚泥脱水機	...	—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和5年度 ～ 令和9年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長 (m)	概算費用 (百万円)	備考
東部処理区	汚水	管きよ	1955～1972	50～67	25,080	4,500	㊟㊷耐震化
		マンホール蓋	1955～2001	21～67			㊟㊸蓋浮上防止
		車道部	1955～1981	41～67			㊟㊷耐震化
		その他	1955～1972	50～67			㊟㊷耐震化
取付管	1955～1972	50～67	㊟㊷耐震化				
下流, 上流, 下流特環, 飯綱処理区	汚水	マンホール蓋 車道部	1975～2001	21～47	260箇所	86	㊟㊸蓋浮上防止 ㊟㊷耐震化
合計						4,586	

【処理場・ポンプ場施設】※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場 等の名称	合流・汚水・ 雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
(土木)							
東部終末処理場	汚水	付帯設備	2004	18	—	12	
東部終末処理場	汚水	躯体	1980	45	—	15	㊟耐震化
安茂里汚水中継 ポンプ場	汚水	躯体	1992	33	—	20	㊟耐震化
砂田ポンプ場	雨水	躯体	1998	27	—	70	㊟耐震化
神明広田ポンプ場	雨水	躯体	1995	30	—	70	㊟耐震化
東福寺ポンプ場	雨水	躯体	1998	27	—	140	㊟耐震化
小計						12+ 327	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
(建築)							
東部終末処理場	汚水	防水	1980	42	—	41	
東部終末処理場	汚水	建具	1980～1983	39～42	—	1	
砂田ポンプ場	雨水	躯体	1998	27	—	30	⑦耐震化
神明広田ポンプ場	雨水	躯体	1995	30	—	30	⑦耐震化
東福寺ポンプ場	雨水	躯体	1998	27	—	70	⑦耐震化
小計						42 172	
(建築電気)							
東部終末処理場	汚水	電気設備	1980	42	—	1	
東部終末処理場	汚水	消火災害防止設備	1980～2000	22～42	—	23	
小計						24	
(機械設備)							
東部終末処理場	汚水	汚泥貯留設備	2003	19	—	14	
東部終末処理場	汚水	汚泥輸送・前処理設備	1997	25	—	42	
東部終末処理場	汚水	汚泥脱水設備	1988～2003	19～34	—	1,316	
東部終末処理場	汚水	脱臭設備	2003	19	—	115	
豊岡浄化センター	汚水	反応タンク設備	1998	24		346	
豊岡浄化センター	汚水	最終沈殿池設備	1998	24		54	
豊岡浄化センター	汚水	汚泥脱水設備	1998	24		132	
安茂里ポンプ場	汚水	汚水ポンプ設備	1992	30		74	
神明広田ポンプ場	雨水	スクリーンかす設備	1996	26		19	
松代1号ポンプ場	雨水	雨水沈砂設備	1992	30		53	
小計						2,165	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
(電気設備)							
東部終末処理場	汚水	特高受変電設備	1994	28	—	66	
東部終末処理場	汚水	受変電設備	1981	41	—	206	
東部終末処理場	汚水	制御電源及び計装用電源設備	1981～2003	19～41	—	122	
東部終末処理場	汚水	負荷設備	1996～2007	26～41	—	123	
東部終末処理場	汚水	計測設備	1981～2007	15～41	—	117	
東部終末処理場	汚水	監視制御設備	1981～2007	15～41	—	345	
豊岡浄化センター	汚水	受変電設備	1998	24	—	5	
豊岡浄化センター	汚水	負荷設備	1998	24	—	74	
豊岡浄化センター	汚水	計測設備	1998	24	—	15	
豊岡浄化センター	汚水	監視制御設備	2013	9	—	5	
安茂里汚水中継ポンプ場	汚水	受変電設備	1992	30	—	59	
安茂里汚水中継ポンプ場	汚水	自家発電設備	1992	30	—	312	
安茂里汚水中継ポンプ場	汚水	負荷設備	1992～2007	15～30	—	74	
神明広田ポンプ場	雨水	受変電設備	1994	28	—	105	
神明広田ポンプ場	雨水	制御電源及び計装用電源設備	1994	28	—	6	
神明広田ポンプ場	雨水	負荷設備	1994	28	—	207	
神明広田ポンプ場	雨水	計測設備	1994	28	—	25	
松代1号ポンプ場	雨水	受変電設備	1992	30	—	13	
松代1号ポンプ場	雨水	自家発電設備	1992	30	—	250	
松代1号ポンプ場	雨水	負荷設備	1992	30	—	177	
松代1号ポンプ場	雨水	監視制御設備	1992	30	—	235	
砂田ポンプ場	雨水	制御電源及び計装用電源設備	1998	24	—	18	
砂田ポンプ場	雨水	負荷設備	1998	24	—	202	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
(電気設備)							
砂田ポンプ場	雨水	計測設備	1998	24	—	10	
砂田ポンプ場	雨水	監視制御設備	1998	24	—	110	
小計						2,881	
(設計費)							
設計費(公共)	—	—	—	—	—	98	
設計費(特環)	—	—	—	—	—	8	
設計費(雨水)	—	—	—	—	—	68	
小計						174	
合計						5,298 5,743	

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成28令和4年4月1日 国水事第10967号 下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について(平成28令和4年4月1日 国水事第10967号 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び~~地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合~~
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)を削除する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置付けられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合

- ④⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑥⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑦⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑧⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑨⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑩⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

施設	概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
管路	約 3.4 億円/年	50 年
処理場・ポンプ場	公共及び特環：約 13.2 億円/年 雨水：約 3.5 億円/年	50 年
合計	約 20.1 億円/年	50 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。